平成２２年（フ）第２３９号
沖縄県沖縄市照屋２丁目10番８号
債務者　宮城　久子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２４４号
沖縄県沖縄市知花１丁目18番１号
債務者　比屋根睦樹
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５７号
岡山県津山市沼265、住民票上の住所岡山県津山市元魚町43番地
債務者　戸田　良子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後１時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１５８号
岡山県津山市沼265、住民票上の住所岡山県津山市元魚町43番地
債務者　戸田　雅之
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後１時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第７８１号
川崎市宮前区野川272番地１　メゾンテヅカＤ―105
債務者　田下　浩子（旧姓金宮）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６７号
静岡県磐田市見付5844番地２
債務者　後藤はる恵
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６８４号
静岡県浜松市中区葵東２丁目23番46号　アストロハイツⅠ―402
債務者　小宮山季依（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
長崎県佐世保市宮田町６番４号　高橋ビル402号、旧住所長崎県佐世保市柚木町2182番地５
債務者　横田　勝幸
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
長崎県佐世保市宮田町６番４号　高橋ビル402号、旧住所長崎県佐世保市柚木町2182番地５
債務者　横田　光子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
兵庫県養父市大薮251―２すばる建設枚田トンネル作業所内、住民票上の住所熊本県八代市永碇町672番地14
債務者　渕上　調和
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第５５９号
青森県上北郡東北町上北南２丁目31番地248
債務者　坂本　剛太
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８３４号
静岡市清水区押切14番地の２　旭ケ丘団地３―316
債務者　池ヶ谷彰一
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９０号
北海道帯広市西16条南６丁目20番３号　グローリー166―402号
債務者　花染　弓子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
北海道中川郡本別町南３丁目１番地16
債務者　荒城　義政
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
北海道河東郡音更町南鈴蘭北５丁目４番地３ゴゥルドレスト１―Ｂ
債務者　吉田　智美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係